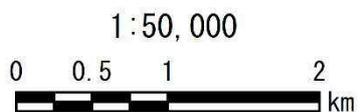


現地調査地点その2

凡例

-  会場予定地
-  (仮称) 舞洲駐車場候補地
-  市区界
-  任意調査範囲

-  (哺乳類 トラップ (MT-1~MT-5)
昆虫類 ライトトラップ、ベイトトラップ (I-1~I-5)
-  鳥類 ルートセンサス (BR-1~BR-3)
-  鳥類 ポイントセンサス (BP-1~BP-7)
-  底生動物 定量採取 (BA-1, BA-2)
-  植物 コドラート
-  植物プランクトン、動物プランクトン、魚卵・稚仔魚、底生生物 (No. 1~No. 3)
-  漁業生物
-  付着生物



(注)舞洲においても、土地の改変に伴う影響を把握できる適切な地点を選定する。

(4) 予測の概要

事業の実施が周辺地域の環境に及ぼす影響を予測する項目、方法、対象地域及び対象時期は、以下に示すとおりである。

予測の内容(施設の存在、利用)(その1)

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
大気質	施設の供用	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
	施設関連車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式による数値計算	施設関連車両の走行ルート	施設関連車両台数最大時
水質	施設の供用	化学的酸素要求量、全窒素、全リン、溶存酸素量の夏季平均値	多層富栄養化モデルによる数値計算	事業計画地周辺の海域	施設利用時
底質	施設の供用	化学的酸素要求量、全窒素、全リンの汚染の程度	事業計画の内容、水質の予測結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	施設利用時
騒音	施設の供用	等価騒音レベル	騒音伝搬計算式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
	施設関連車両の走行	等価騒音レベル	日本音響学会式による数値計算	施設関連車両の走行ルート	施設関連車両台数最大時
振動	施設の供用	振動レベルの80%レンジ上端値	振動伝搬理論計算式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
	施設関連車両の走行	振動レベルの80%レンジ上端値	土木研究所提案式による数値計算	施設関連車両の走行ルート	施設関連車両台数最大時
低周波音	施設の供用	G特性音圧レベル	距離減衰式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
悪臭	施設の供用	悪臭指数	大気拡散式による数値計算又は事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺	施設利用時
廃棄物	施設の供用	廃棄物の種類、発生量、リサイクル量	事業計画の内容、類似事例等による推定	事業計画地	施設利用時
地球環境	施設の供用	温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	原単位法による推計	事業計画地	施設利用時
動物(陸域)	施設の供用	陸域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺	施設利用時
動物(海域)	施設の供用	海域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、水質・底質の現地調査結果及び水質予測結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	施設利用時
植物(海域)	施設の供用	海域植物の生育環境の改変の程度	事業計画の内容、水質・底質の現地調査結果及び水質予測結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	施設利用時

予測の内容(施設の存在、利用)(その2)

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
生態系 (陸域)	施設の供 用	生態系に対する影響の 程度	事業計画の内容、 現地調査結果等を 基に推定	事業計画地周辺	施設利用時
生態系 (海域)	施設の供 用	生態系に対する影響の 程度	事業計画の内容、 現地調査結果及び 水質・底質の予測 結果等を基に推定	事業計画地周辺及 び周辺の海域	施設利用時
景観	施設の存 在	代表地点からの眺望の 変化の程度	フォトモンタージュ の作成による方法	事業計画地周辺	施設存在時
自然との ふれあい 活動の場	施設 関 連車両の 走行	車両の走行による利用 者への影響の程度	事業計画の内容等 による推定	事業計画地周辺	施設関連車 両台数最大 時

予測の内容(建設・解体工事中)(その1)

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
大気質	建設機 械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子 状物質の年平均値	大気拡散式による 数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事 関 連車両の 走行	二酸化硫黄の年平均値	大気拡散式による 数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
		二酸化窒素、浮遊粒子 状物質の年平均値	大気拡散式による 数値計算	工事関連車両の走 行ルート	工事最盛期
水質	土地の改 変	浮遊物質(SS)	事業計画の内容、 現地調査結果等を 基に推定	事業計画地周辺の 海域	工事中
		水素イオン濃度(pH)	事業計画の内容、 現地調査結果等を 基に推定		
騒音	建設機 械の稼働	騒音レベルの90%レン ジ上端値	日本音響学会式 (ASJModel-2007) による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事 関 連車両の 走行	等価騒音レベル	日本音響学会式 (ASJModel-2018) による数値計算	工事関連車両の走 行ルート	工事最盛期
振動	建設機 械の稼働	振動レベルの80%レン ジ上端値	振動伝搬理論計算 式による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事 関 連車両の 走行	振動レベルの80%レン ジ上端値	土木研究所提案式 による数値計算	工事関連車両の走 行ルート	工事最盛期
廃棄物・残 土	土地の改 変・解体	廃棄物・残土の発生量、 有効利用等	事業計画の内容等 による推定	事業計画地	工事中
動物 (陸域)	建設機 械の稼働、土地 の改変	陸域動物の生息環境の 改変の程度	事業計画の内容、 現地調査結果等を 基に推定	事業計画地周辺	工事中
動物 (海域)	土地の改 変	海域動物の生息環境の 改変の程度	事業計画の内容、 水質・底質の現地 調査結果及び水質 予測結果等を基に 推定	事業計画地周辺の 海域	工事中
植物 (陸域)	土地の改 変	陸域植物の生育環境の 改変の程度	事業計画の内容、 現地調査結果等を 基に推定	事業計画地周辺	工事中

予測の内容(建設・解体工事中)(その2)

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
植物 (海域)	土地の改変	海域植物の生育環境の改変の程度	事業計画の内容、水質・底質の現地調査結果及び水質予測結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事中
生態系 (陸域)	建設機械の稼働、土地の改変	陸域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、動物、植物の予測結果等を基に推定	事業計画地周辺	工事中
生態系 (海域)	土地の改変	陸域動物の生息環境の改変の程度	事業計画の内容、動物、植物の予測結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事中
自然とのふれあい活動の場	工事関連車両の走行、土地の改変、	野外リクリエーション施設等の改変の程度、車両の走行による利用者への影響の程度	事業計画の内容等による推定	事業計画地周辺	工事最盛期

(5) 評価方法

環境影響の予測結果については、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、環境影響項目ごとに環境保全目標を設定し評価する。

評価の観点(その1)

項目	評価の観点
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。
水質・底質	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排水基準、総量規制基準等に適合すること。 瀬戸内海環境保全特別措置法に定められた許可基準に適合すること。 窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針(平成8年7月24日大阪府告示第1244号)に基づく水質管理値に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。 事業により底質の汚染を進行させないこと。
騒音	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 騒音規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
振動	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
低周波音	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

評価の観点(その2)

項目	評価の観点
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・悪臭防止法に定められた規制基準に適合すること。 ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
廃棄物・残土	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準等に適合すること。 ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・温室効果ガスやオゾン層破壊物質の排出抑制に配慮されていること。 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等に適合するものであること。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置が講じられていること。 ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・事業計画地周辺における陸生動物、海域動物の生育・生息環境に著しい影響を及ぼさないこと。 ・事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・事業計画地周辺における陸生植物、水生植物の生育環境に著しい影響を及ぼさないこと。 ・事業計画地及び事業計画地周辺において、陸生植物、水生植物の生育環境の創出に配慮していること。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・事業計画地周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないこと。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある都市景観の形成及び周辺都市景観との調和に配慮していること。 ・大阪市景観計画、その他景観法及び大阪市都市景観条例等に基づく計画又は施策等の推進に支障がないこと。
自然とのふれあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい活動の場の改変等に対して、適切な配慮がなされていること。 ・ふれあい活動の場に対する影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

3. 環境保全及び創造の考え方

環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、次のとおりである。

① 工事計画

工事計画の策定にあたっては、最新の公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機材の使用等、周辺地域に対する影響の回避・低減対策を検討する。

建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。

② 交通計画

建設工事の実施にあたっては、工事関連車両の走行ルートは歩道を有する幹線道路利用、高速道路利用を優先し、一般道路の走行は可能な限り短くすることにより交通渋滞の防止や歩行者等の交通安全確保に努める。

作業員の通勤手段に関しては公共交通の利用を奨励し、自動車使用の抑制に努めることにより、周辺環境に配慮する。

③ 緑化計画

グリーンワールドに緑地を設けるほか、敷地内のオープンスペース等についても、可能な限り緑化するよう努める。

④ 廃棄物に関する計画

建設工事に伴い発生する土は、可能な限り事業計画地で利用し発生量の抑制を図り、事業計画地外に搬出する場合は、関係法令に基づき適切に対処するとともに、再利用等の有効利用策を検討する。

再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなど、施設の解体時に発生する廃棄物の発生抑制に努める。

供用時においては、ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことにより、ごみの減量化を図る。

⑤ 環境保全計画

a. 大気質

建設工事の実施にあたっては、必要に応じて散水を行い、土砂の搬出入時はトラック荷台をシートで覆うなど粉じんの発生・飛散防止に努める。また、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用や良質燃料の使用等により、大気汚染物質の排出量の低減に努めるとともに、空ふかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。

建設工事の実施にあたっては、工事関連車両の走行ルートは歩道を有する幹線道路利用、高速道路利用を優先し、一般道路の走行は可能な限り短くすることにより交通渋滞の防止等に努める。

建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。

b. 水質・底質

原則として公共下水道が利用可能である場合、工事排水及び供用時の排水は放流基準を満たす処理を行った後に下水道へ放流することで環境影響を回避する。公共下水道が利用できない場合においても、工事排水は沈殿池等により SS 等を適切に処理したのちに海域へ放流し、供用時の排水は適切な処理施設を設置し、「水質汚濁防止法」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」等の放流基準を満たす処理を行った後に海域に放流することで環境影響を低減する。

c. 土壌

建設工事の実施にあたっては、工事着手前に土壌汚染対策法及び大阪府生活環境保全等に関する条例等に従い、関係機関と協議し手続きを進めるとともに、汚染土壌が確認された場合は、上記法・条例に基づき適切な対応を図る。

d. 騒音・振動・低周波音

建設工事の実施にあたっては、国土交通省指定の低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の採用等により、騒音・振動の発生の抑制に努めるとともに、空ふかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。

e. 悪臭

排水処理施設を設置する場合に生じる排気は脱臭設備を設置して処理することで環境への影響を低減する。

f. 地球環境

再生可能エネルギーの活用、その他省エネルギー技術の導入を検討する。

建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。

建設工事の実施にあたっては、工事関連車両の走行ルートは歩道を有する幹線道路利用、高速道路利用を優先し、一般道路の走行は可能な限り短くすることにより交通渋滞の防止や歩行者等の交通安全確保に努める。また、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用や良質燃料の使用等により、大気汚染物質の排出量の低減に努めるとともに、空ふかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。

作業員の通勤手段に関しては公共交通の利用を奨励し、自動車使用の抑制に努めることにより、周辺環境に配慮する。

g. ヒートアイランド

グリーンワールドに緑地を設けるほか、敷地内のオープンスペースなど、緑化可能な部分ではできるだけ緑化するよう努める。施設供用時は、ドライミストを用いた施設の整備など水の気化熱を利用した外気温上昇抑制対策を検討する。

h. 動物・植物・生態系

現況の生物の生息状況の把握に努め、必要に応じて生息環境に及ぼす影響を低減するよう配慮する。

i. 景観

人工島であり、水辺に隣接しているという特徴や眺望を生かすとともに、周辺の景観やまちづくりと調和した会場づくりに努める。

お問合せ先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 整備局 整備部 整備計画課
住 所 〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階
電話: 06-6625-8679 FAX: 06-6625-8738

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 759 号)